乗用カート・モノレールカート 利用約款

第1条(約款の適用)

当クラブの電磁誘導式乗用カート(以下カートという)及びモノレールカートを利用される方は、館内に掲示のゴルフ場利用約款及び本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条(遵守義務)

利用者がカート及びモノレールカートをご利用いただく場合は、本約款を遵守する義務があります。

第3条(運行責任)

- 1. カート及びモノレールカートの移動・停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する 事項は、当クラブ係員の指示及び場内で掲示した事項を除き、プレーヤー各自の責任に おいて行ってください。
- 2. カート及びモノレールカート等の機械類操作は、飲酒・酒気帯び状態では絶対に行わないでください。

第4条(運転資格 ※自走運転時)

- 1. 運転手は自動車運転免許の有資格者に限ります。
- 2. 次に該当する方は運転することができません。
 - 1) 条件付運転免許の為、条件を満たしていない方
 - 2) 飲酒・酒気帯び状態の方

第5条(カートに関する安全管理)

- 1. 運転者は全員の安全を確認してから発進・停止をしてください。
- 2. 走行中は必ず手すりを持ち、体やクラブが車外に出ないよう正しく乗車をしてください。
- 3. カートの乗降は、完全にカートが停止し又、足元に注意を払ってから行ってください。
- 4. 競技会及び緊急時において自走運転をする場合には、事故が発生しないように万全に注意をし安全に操作を行ってください。

第6条(東コース内 送迎用自動乗用カートに関する安全管理)

1.カートはグリーン付近に停止させています。全員が乗車後に安全を確認してから発進ボタンを押してください。

- 2.カートは次のホールに到着後に自動停止します。自動停止するまでは、走行中は緊急時 以外は停止させないでください。
- 3. 自動運転中のカートが走行し大変危険ですので、カート道路は歩かないでください。
- 4. 走行中は必ず手すりを持ち、体やクラブが車外に出ないよう正しく乗車をしてください
- 5.カートの乗降は、完全にカートが停止し又、足元に注意を払ってから行ってください。

第7条(モノレールカートに関する安全管理)

- 1. モノレールカートには乗らないようにしてください。
- 2. 手荷物等は必ず荷物入れにお入れください。
- 3. 雨具や洋服はキャディバックの中にしまうようにしてください。バック外にひっかけた 状態で使用すると、モノレールカートとレールの間に巻き込まれ大変危険です。

第8条(事故責任)

プレーヤー各自がカート及びモノレールカートの運行に関し、故意又は過失により他の人身に危害を及ぼし、若しくはゴルフ場施設(カート・カートリモコン・カートナビ及びその他の施設並びに物品等)に損害を生じせしめたときは、本人個人若しくは同伴者が連帯して被害者の治療費等の補償及び施設の損害等を賠償していただきます。

第9条(携带品)

携帯品の紛失・盗難・損傷については、当クラブは一切その責任を負いません。

第10条(忘れ物)

- 1. コース内でのクラブ等携帯品のお忘れ物について業務運営状況によってはご対応致しかねます。
- 2. 当ゴルフ場内での忘れ物は、発見の日から 3 ヶ月間はお預かりします。尚、下着類その他保管に適さないものはこの限りではありません。本人であることを証明して、期間内にお引取りください。

第11条(係員の指示遵守)

巡回等による係員の指示には必ず従ってください。